

札幌くらぶ会則の一部改正について

札幌くらぶ会則（平成8年8月20日設立総会）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(事務所)」に改め、同条中「事務局」を「事務所」に改め、同条中「財団法人札幌交響楽団」を「公益財団法人札幌交響楽団」に改める。

第5条第2項、第3項及び第4項中「一般会員」を「マスター会員」に改める。

第6条に次の1項を加える。

2 入会申込書は、札幌くらぶ所定の書式のほか、次の事項（第1号及び第2号は必須事項とする。）を満たしている任意の書式とする。

- (1) マスター会員及びファミリー会員の氏名及びフリガナ
- (2) 郵便番号、住所及び電話番号
- (3) メールアドレス
- (4) 運営スタッフ参加の希望
- (5) 札幌定期会員若しくは維持会員入会の希望

第7条第1項第1号中「一般会員」を「マスター会員」に改め、同条第3項中「会費は、」の次に「会員が指定する金融機関の預金口座から自動振替するものとする。ただし、会員の申し出により」を加え、「支払うものとする」を「支払うことができる」に改正する。

第9条第1項中第3号、第4号及び第5号を削り、第6号を第3号とする。

第10条の見出しを「(役員等の選任)」に改め、同条第1項中「会長」の次に「、副会長」を加え、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第11条第1項中「統括」の次に「し、長期に不在となるときは、副会長のなかから会長代行を指名」を加え、同条第2項中「副会長は、」の次に「会務を分担するとともに」を加え、同条中第3項、第4項及び第5項を削り、第6項を第3項とし、第7項中「運営スタッフ会議」を「顧問会議」に改め、同項を第4項とする。

第6章を第7章とする。

第20条中「運営スタッフ会議」を「運営会議」に改め、同条を第27条とし、第19条を第26条とし、第18条を第25条とする。

第17条を削る。

第16条第3項中「コンサートの運営に関する会計及び札幌交響楽団支援」を「コンサート運営費、楽譜支援金、法人維持会費、札幌交響楽団支援に要する経費及び前条の委員会運営に要する経費」に改め、同条を第24条とする。

第5章を第6章とする。

第15条の見出しを「(委員会)」に改め、同条第1項を次のように改める。

札幌くらぶの事業の実施その他において必要があるときは、その都度委員会を設置することができる。

第15条第2項中「実行委員会の委員は、会長及び運営スタッフ」を「委員会の委員は、役員及び事務局スタッフ」に改め、同条第3項中「実行委員会」を「委員会」に改め、同条第4項を次のように改め、同条を第23条とする。

4 委員会の会計は、特別会計で処理する。

第14条の見出しを「(運営会議)」に改め、同条第1項中「札幌くらぶ」の前に「運営会議は、総会に次ぐ意思決定機関とし、」を加え、「ため、運営スタッフ会議を設置する」を削り、同条第2項を削り、第3項中「運営スタッフ会議は、会長、運営スタッフ及び会計監査」を「運営会議は、役員及び事務局スタッフ」に改め、「構成」の次に「し、会長が招集」を加え、同条同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項中「運営スタッフ会議」を「運営会議」に改め、同条同項を同条第3項とし、第6項中「運営スタッフ会議」を「運営会議」に改め、同条同項を第4項とし、同項の次に次の3項を加える。

5 運営会議に事務局会議及び会報編集会議を置く。

6 事務局会議は事務局長が招集し、事務局長、会報編集長、事務局次長、普通会計担当及び特

別会計担当で構成し、必要に応じて副会長の出席を求め、運営会議の審議に付す事項について事前に調整する。

7 会報編集会議は会報編集長が招集し、会報編集長及び会報編集スタッフで構成し、必要に応じて役員、事務局スタッフの出席を求め、会報「札幌くらぶ」の編集に関して調整し、運営会議に報告する。

第14条を第19条とし、同条の次に次の3条を加える。

(顧問会議)

第20条 顧問会議は、会長が招集し、会長の要請により必要な審議を行い、会長に必要な助言をする。

2 会長は、顧問会議から受けた助言を尊重し、必要な施策を講じるものとする。

3 顧問会議は、顧問、会長、副会長をもって構成する。

(議事録)

第21条 会議を招集したときは、会議の要約を記録した議事録を作成する。

(会議の事務)

第22条 会議の事務は、事務局が所掌する。

第4章を第5章とし、同章に次の1条を加える。

(会議)

第17条 会議は、総会、運営会議及び顧問会議とする。

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 事務局

(事務局の設置等)

第13条 札幌くらぶに事務局を置き、会務に係る事務を処理する。

(スタッフ)

第14条 事務局に次のスタッフを置く。

- (1) 事務局長 1人
- (2) 会報編集長 1人
- (3) 事務局次長 若干名
- (4) 普通会計担当 1人
- (5) 特別会計担当 1人
- (6) 運営スタッフ 必要な人数

2 スタッフは、会員のうちから会長が指名する。

(スタッフの職務)

第15条 事務局長は、札幌くらぶの事務を統括し、普通会計担当又は特別会計担当が欠けたときは次の担当が指名されるまでの間、その事務を臨時に担当することができる。

2 会報編集長は、会報「札幌くらぶ」の編集発行に関する事務を分担し、会員のうちから会報編集スタッフを指名することができる。指名したときは事務局長に報告しなければならない。

3 事務局次長は、札幌くらぶの事業に関連する事務を分担するとともに事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 普通会計担当は、札幌くらぶの普通会計事務を処理する。特別会計担当が欠けたときは、事務局長の指示によりその事務を兼ねて担当することができる。

5 特別会計担当は、札幌くらぶの特別会計事務を処理する。普通会計担当が欠けたときは、事務局長の指示によりその事務を兼ねて担当することができる。

6 運営スタッフは、札幌くらぶの事業及び関連する事務を分担し、それらの事業の実施及び事務について役員及び事務局長、会報編集長、事務局次長を補佐する。

(スタッフの任期)

第16条 スタッフの任期は、会長が指名した日から次の役員の改選の日までとし、再任を妨げない。

附 則 (平成22年5月15日)

1 この会則は、平成22年5月15日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 第7条第3項の規定は、平成22年4月1日以降の入会から適用する。

改正の趣旨

1. 会長が不在と同様の状況となる場合にあっては、副会長が会務を分担して会の運営を担うために必要な改正を行いたい。
2. 役員は、会長、副会長、会計監査とする。
3. 副会長に、会長に次ぐ職責を担うために、会長、会計監査と同じく総会で選任することとしたい。
4. 事務局長、会報編集長、事務局次長、会計担当、運営スタッフは、事務局のスタッフとして、会の事務を分担し、役員を補佐することを職務とし、会長が指名する。
5. コンサート実行委員会の規定は、コンサートに限定しないで、コンサート以外の事業の実施その他でも必要に応じて設置できるようにしたい。
6. 札幌支援特別会計は、実際には特別会計で処理しており、別に区分するには通帳などを新たに作らなければならないため、現実的ではないので廃止する。
7. その他現状の運用に合わせた字句整理などの改正をする。

各条文改正の説明

- 第2条関係：事務所は場所や建物を表す用語として使用され、事務局は組織を現す用語として使用されることに用いられることから、場所を指す「事務所」に改める。
- 第5条関係：漢字とカタカナの用語の混同があるため、「一般会員」を適切に表すカタカナの「マスター会員」に改め、カタカナの用語に統一した。
- 第6条関係：入会申込の便を図るため、入会申込書は最低限の必要事項を満たしていれば任意の申込書での入会申込も受け付けることとするとともに、入会申込の必要事項を明らかにするため規定した。
- 第7条第1項関係：用語を統一した。
- 第7条第3項関係：会費の納入方法を原則として口座振替とし、例外として郵便振替その他の方法を認め、平成22年4月1日以降入会する会員に適用することとした。ただし、平成22年4月1日以前に入会した会員にも口座振替の利用を促進することとする。
- 第9条、第10条、第11条関係：会の運営責任を明確化することを目的に、役員を会長、副会長、会計監査とし、総会にて選出することとし、会長代行の指名、副会長は会務を分担することを規定した。事務局長、事務局次長、会計担当、運営スタッフについては、事務局スタッフとして役員職務を補佐することに職制を改めたい。このため、事務局長、事務局次長、会計担当、運営スタッフ関連の規定を削除し、後に「事務局」として規定することとしました。
- 第4章（第13条～第16条）関係：事務局の設置、所掌業務、スタッフ関係を改めて規定し、事務局スタッフとして事務局長、会報編集長、事務局次長、普通会計担当、特別会計担当及び運営スタッフを置き、会長が会員の中から指名することとし、それぞれの事務分掌などを規定した。
- 第4章関係：第4章の新設に伴い第5章に繰り下げる。
- 第17条関係：会議の種類として、総会、運営会議、顧問会議を規定した条文を新たに設けた。
- 第13条関係：第13条～第17条の新設に伴い、第18条を繰り下げた。
- 第14条関係：第19条を繰り下げ、第1項、第2項の規定を統合して第1項とし、第2項を削除し、事務局の設置に伴い、名称の重複を避けるため、運営スタッフ会議を運営会議に、会議の構成を職制の改正に伴い改め、運営スタッフの規定を第4章に移行したため削除し、第5項、第6項を第2項、第4項削除に伴い第3項、第4項に繰り上げた。
- 第19条第5項～第7項関係：これまで開いていた事務局会議について、及び新たに会報編集会議を設置し、運営会議の附属会議として規定した。
- 第20条関係：新たに設置した顧問会議について規定の条文を設けた。
- 第21条関係：議事録作成に関する規定を新たに条文を設けた。
- 第22条関係：会議の事務の所掌に関して新たな条文を設けた。議案や議事録を誰が作成するのかが必要となります。
- 第15条関係：第23条に繰り下げ、コンサートに限定しないで事業の実施に当たり、又はその他必要の都度実行委員会あるいは委員会を設置できるように改め、用語を整理した。また、会計については、実際には特別会計で処理しており、現状に合わせた規定に改めた。
- 第5章関係：第6章に繰り下げる。
- 第16条関係：第24条に繰り下げ、会計の内容を現状に合わせた規定に改めた。
- 第17条関係：札幌交響楽団支援特別会計は設けていない。また、設ける原資が無い。特別会計と区分して設ける意味が無いので削除する。
- 第18条、第19条関係：第25条、第26条に繰り下げる。
- 第6章関係：第7章に繰り下げる。
- 第20条関係：第27条に繰り下げる。
- 附則第2項関係：第7条第3項の改正規定の適用期日、適用範囲を規定した。

札幌くらぶ会則一部改正案新旧対照表

| 新 条 文 | 旧 条 文 |
|---|--|
| <p>(事務所)</p> <p>第2条 札幌くらぶの<u>事務所</u>を、札幌市中央区中島公園1番15号(札幌コンサートホール) <u>公益財団法人札幌交響楽団</u>内に置く。</p> <p>2 会員は、<u>マスター会員</u>とファミリー会員とする。</p> <p>3 <u>マスター会員</u>は、1個人として入会した者とする。</p> <p>4 ファミリー会員は、<u>マスター会員</u>の家族とする。</p> <p>2 <u>入会申込書は、札幌くらぶ所定の書式のほか、次の事項(第1号及び第2号は必須事項とする。)を満たしている任意の書式とする。</u></p> <p>(1) <u>マスター会員及びファミリー会員の氏名及びフリガナ</u></p> <p>(2) <u>郵便番号、住所及び電話番号</u></p> <p>(3) <u>メールアドレス</u></p> <p>(4) <u>運営スタッフ参加の希望</u></p> <p>(5) <u>札幌定期会員若しくは維持会員入会の希望</u></p> <p>(1) <u>マスター会員</u>は、年額2,500円(うち、500円は札幌交響楽団支援金に充てる。)</p> | <p>第1章 総則</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 この会は、「札幌くらぶ」と称する。</p> <p>(事務局)</p> <p>第2条 札幌くらぶの<u>事務局</u>を、札幌市中央区中島公園1番15号(札幌コンサートホール) <u>財団法人札幌交響楽団</u>内に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 札幌くらぶは、札幌交響楽団(以下「札幌」という。)の演奏を楽しみ、その活動を支援するとともに、会員相互の交流を図り、併せて音楽文化の普及、発展、向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 札幌くらぶは、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。</p> <p>(1) 会員の募集</p> <p>(2) 札幌定期会員の普及と拡大</p> <p>(3) 会報「札幌くらぶ」の発行</p> <p>(4) ホームページの管理運営等広報活動</p> <p>(5) コンサートの開催</p> <p>(6) 会員と札幌団員及び会員相互の交流の促進</p> <p>(7) 札幌演奏会の練習見学会の開催</p> <p>(8) 他の交響楽団のファンクラブ組織との交流</p> <p>(9) その他目的を達成するために必要な事業</p> <p>第2章 会員</p> <p>(会員)</p> <p>第5条 札幌くらぶの会員は、第3条の目的に賛同する者とする。</p> <p>2 会員は、<u>一般会員</u>とファミリー会員とする。</p> <p>3 <u>一般会員</u>は、1個人として入会した者とする。</p> <p>4 ファミリー会員は、<u>一般会員</u>の家族とする。</p> <p>(会員の入会)</p> <p>第6条 札幌くらぶの会員として入会しようとする者は、入会申込書により申し込むものとする。</p> <p>(会費)</p> <p>第7条 会費は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>一般会員</u>は、年額2,500円(うち、500円は札幌交響楽団支援金に充てる。)</p> <p>(2) ファミリー会員は、1人につき年額1,000円</p> <p>2 会員は、入会時に入会年度の会費を支払うものとする</p> |

| 新 条 文 | 旧 条 文 |
|---|--|
| <p>3 会員は、入会年度の翌年度以降の会費は、<u>会員が指定する金融機関の預金口座から自動振替するものとする。ただし、会員の申し出により札幌くらぶから送付される会費振込依頼書より、当該年度の会費を支払うことができる。</u></p> <p>(3) (削除) (4) (削除) (5) (削除) (3) 会計監査 2人</p> <p>(役員等の選任) 第10条 会長、副会長及び会計監査は、会員の互選により、総会において選任する。 2 (削除) 2 (本文省略)</p> <p>第11条 会長は、札幌くらぶを代表し、その会務を統括し、<u>長期に不在となるときは、副会長のなかから会長代行を指名する。</u> 2 副会長は、<u>会務を分担するとともに会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</u> 3 (削除) 4 (削除) 5 (削除) 3 (本文省略) 4 顧問は、<u>顧問会議</u>に出席し、札幌くらぶの運営に関し、必要な助言を行うものとする。</p> <p>第4章 事務局</p> | <p>る。 3 会員は、入会年度の翌年度以降の会費は、<u>札幌くらぶから送付される会費振込依頼書より、当該年度の会費を支払うものとする。</u></p> <p>(会員の退会及び資格の喪失) 第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意に退会することができる。 2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。 (1) 本人が死亡したとき。 (2) 継続して1年以上会費を滞納したとき。</p> <p>第3章 役員 (役員) 第9条 札幌くらぶに、次の役員を置く。 (1) 会長 1人 (2) 副会長 若干名 (3) <u>事務局長 1人</u> (4) <u>事務局次長 若干名</u> (5) 会計 1人 (6) 会計監査 2人 2 札幌くらぶの運営に関し、必要な助言を受けるため、顧問を置くことができる。</p> <p>(選任等) 第10条 会長及び会計監査は、会員の互選により、総会において選任する。 2 <u>副会長、事務局長、事務局次長及び会計は、運営スタッフのうちから会長が指名する。</u> 3 顧問は、会長が委嘱する。 (役員の仕事) 第11条 会長は、札幌くらぶを代表し、その会務を統括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 3 <u>事務局長は、札幌くらぶの事務を統括し、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</u> 4 <u>事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</u> 5 会計は、札幌くらぶの会計事務を処理し、収入及び支出の状況を総会に報告する。 6 会計監査は、会計の状況を監査し、総会に報告する。 7 顧問は、<u>運営スタッフ会議</u>に出席し、札幌くらぶの運営に関し、必要な助言を行うものとする。 (役員の仕事) 第12条 札幌くらぶの役員の仕事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> |

| 新 条 文 | 旧 条 文 |
|--|--|
| <u>(事務局の設置等)</u> | |
| 第13条 <u>札幌くらぶに事務局を置き、会務に係る事務を処理する。</u> | |
| <u>(スタッフ)</u> | |
| 第14条 <u>事務局に次のスタッフを置く。</u> | 第9条 |
| (1) <u>事務局長 1人</u> | (3) <u>事務局長 1人</u> |
| (2) <u>会報編集長 1人</u> | |
| (3) <u>事務局次長 若干名</u> | (4) <u>事務局次長 若干名</u> |
| (4) <u>普通会計担当 1人</u> | (5) <u>会計 1人</u> |
| (5) <u>特別会計担当 1人</u> | |
| (6) <u>運営スタッフ 必要な人数</u> | |
| 2 <u>スタッフは、会員のうちから会長が指名する。</u> | 4 <u>運営スタッフは、会員のうちから会長が指名する。</u> |
| <u>(スタッフの職務)</u> | 第11条 |
| 第15条 <u>事務局長は、札幌くらぶの事務を統括し、普通会計担当又は特別会計担当が欠けたときは次の担当が指名されるまでの間、その事務を臨時に担当することができる。</u> | 3 <u>事務局長は、札幌くらぶの事務を統括し、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</u> |
| 2 <u>会報編集長は、会報「札幌くらぶ」の編集発行に関する事務を分担し、会員のうちから会報編集スタッフを指名することができる。指名したときは事務局長に報告しなければならない。</u> | 4 <u>事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</u> |
| 3 <u>事務局次長は、札幌くらぶの事業に関連する事務を分担するとともに事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</u> | 5 <u>会計は、札幌くらぶの会計事務を処理し、収入及び支出の状況を総会に報告する。</u> |
| 4 <u>普通会計担当は、札幌くらぶの普通会計事務を処理する。特別会計担当が欠けたときは、事務局長の指示によりその事務を兼ねて担当することができる。</u> | |
| 5 <u>特別会計担当は、札幌くらぶの特別会計事務を処理する。普通会計担当が欠けたときは、事務局長の指示によりその事務を兼ねて担当することができる。</u> | |
| 6 <u>運営スタッフは、札幌くらぶの事業及び関連する事務を分担し、それらの事業の実施及び事務について役員及び事務局長、会報編集長、事務局次長を補佐する。</u> | |
| <u>(スタッフの任期)</u> | |
| 第16条 <u>スタッフの任期は、会長が指名した日から次の役員の改選の日までとし、再任を妨げない。</u> | |
| 第5章 <u>会議</u> | 第4章 <u>会議</u> |
| <u>(会議)</u> | |
| 第17条 <u>会議は、総会、運営会議及び顧問会議とする。</u> | (総会) |
| 第18条 (本文省略) | 第13条 <u>総会は、札幌くらぶの最高意思決定機関とし、会長が1年に1回これを招集し、役員を選任、重要な事業計画、予算及び決算を審議する。</u> |
| <u>(運営会議)</u> | 2 <u>会長は、必要が生じたときは、臨時に総会を招集することができる。</u> |
| 第19条 <u>運営会議は、総会に次ぐ意思決定機関とし、札幌くらぶの事業運営に関する事項を審議する。</u> | 3 <u>総会は、出席会員の多数決によって議決する。</u> (運営スタッフ会議) |
| 2 (削除) | 第14条 <u>札幌くらぶの事業運営に関する事項を審議するため、運営スタッフ会議を設置する。</u> |
| | 2 <u>運営スタッフ会議は、総会に次ぐ意思決定機関とする。</u> |

| 新 条 文 | 旧 条 文 |
|--|--|
| 2 <u>運営会議は、役員及び事務局スタッフをもって構成し、会長が招集する。</u> | 3 <u>運営スタッフ会議は、会長、運営スタッフ及び会計監査をもって構成する。</u> |
| 4 (削除) | 4 <u>運営スタッフは、会員のうちから会長が指名する。</u> |
| 3 <u>運営会議は、次の事項を協議する。</u> | 5 <u>運営スタッフ会議は、次の事項を協議する。</u> |
| | (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事業計画の執行に関する事項 (3) その他総会の議決を要しない事業の執行に関する事項 |
| 4 <u>運営会議は、毎月1回開催する。ただし、必要があるときは1回以上開催することができる。</u> | 6 <u>運営スタッフ会議は、毎月1回開催する。ただし、必要があるときは1回以上開催することができる。</u> |
| 5 <u>運営会議に事務局会議及び会報編集会議を置く。</u> | |
| 6 <u>事務局会議は事務局長が招集し、事務局長、会報編集長、事務局次長、普通会計担当及び特別会計担当で構成し、必要に応じて副会長の出席を求め、運営会議の審議に付す事項について事前に調整する。</u> | |
| 7 <u>会報編集会議は会報編集長が招集し、会報編集長及び会報編集スタッフで構成し、必要に応じて役員、事務局スタッフの出席を求め、会報「札幌くらぶ」の編集に関して調整し、運営会議に報告する。</u> | |
| (顧問会議) | |
| 第20条 <u>顧問会議は、会長が招集し、会長の要請により必要な審議を行い、会長に必要な助言をする。</u> | |
| 2 <u>会長は、顧問会議から受けた助言を尊重し、必要な施策を講じるものとする。</u> | |
| 3 <u>顧問会議は、顧問、会長、副会長をもって構成する。</u> | |
| (議事録) | |
| 第21条 <u>会議を招集したときは、会議の要約を記録した議事録を作成する。</u> | |
| (会議の事務) | |
| 第22条 <u>会議の事務は、事務局が所掌する。</u> | |
| (委員会) | (コンサート実行委員会) |
| 第23条 <u>札幌くらぶの事業の実施その他において必要があるときは、その都度委員会を設置することができる。</u> | 第15条 <u>コンサート実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、コンサートを開催する都度設置する。</u> |
| 2 <u>委員会の委員は、役員及び事務局スタッフをもって充てる。必要があるときは会員の中からも充てることのできる。</u> | 2 <u>実行委員会の委員は、会長及び運営スタッフをもって充てる。</u> |
| 3 <u>委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。</u> | 3 <u>実行委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。</u> |
| 4 <u>委員会の会計は、特別会計で処理する。</u> | 4 <u>実行委員会に会計責任者を置き、委員のうちから選任する。</u> |
| | 第5章 会計 |
| 第6章 会計 | (会計の種類) |
| 第24条 (本文省略) | 第16条 <u>会計は、普通会計及び特別会計とする。</u> |
| 3 <u>特別会計は、コンサート運営費、楽譜支援金、法人維持会員会費、札幌交響楽団支援に要する経費及び前条の委員会運営に要する経費に関する会計とする。</u> | 2 <u>普通会計は、札幌くらぶの運営に関する会計とする。</u> |
| | 3 <u>特別会計は、コンサートの運営に関する会計及び札幌交響楽団支援に関する会計とする。</u> |
| | (札幌交響楽団支援特別会計) |
| 第17条 (削除) | 第17条 <u>札幌交響楽団支援特別会計(以下「支援会計」という。)を置く。</u> |

| 新 条 文 | 旧 条 文 |
|---|--|
| <p data-bbox="164 349 416 380"><u>第25条</u> (本文省略)</p> <p data-bbox="164 461 416 492"><u>第26条</u> (本文省略)</p> <p data-bbox="236 685 384 716"><u>第7章</u> 雑則</p> <p data-bbox="164 759 783 826"><u>第27条</u> この会則の施行及び札幌くらの運営について必要な細則は、<u>運営会議</u>で協議し、会長がこれを定める。</p> <p data-bbox="236 1395 560 1426">附 則 (平成22年5月15日)</p> <p data-bbox="164 1431 783 1498">1 この会則は、平成22年5月15日から施行し、平成22年4月1日から適用する。</p> <p data-bbox="164 1503 783 1570">2 第7条第3項の規定は、平成22年4月1日以降の入会から適用する。</p> | <p data-bbox="810 194 1430 262"><u>2 支援会計は、札幌くらのコンサートの支出に充てることができる。</u></p> <p data-bbox="810 266 1337 297"><u>3 支援会計は、他の会計と区分して処理する。</u></p> <p data-bbox="842 311 963 342">(会計年度)</p> <p data-bbox="810 347 1430 414"><u>第18条</u> 札幌くらの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p data-bbox="842 418 1059 450">(会計報告及び決算)</p> <p data-bbox="810 454 1430 602"><u>第19条</u> 札幌くらの会計報告、収支計算書等決算に関する書類は、毎会計年度終了後、速やかに会長が作成し、会計監査の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p data-bbox="810 607 1430 674">2 決算において剰余金が生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。</p> <p data-bbox="874 678 1027 710"><u>第6章</u> 雑則</p> <p data-bbox="842 714 916 745">(細則)</p> <p data-bbox="810 750 1430 862"><u>第20条</u> この会則の施行及び札幌くらの運営について必要な細則は、<u>運営スタッフ会議</u>で協議し、会長がこれを定める。</p> <p data-bbox="874 866 1193 898">附 則 (平成8年8月20日)</p> <p data-bbox="831 902 1337 934">この会則は、平成8年8月20日から施行する。</p> <p data-bbox="874 938 1193 969">附 則 (平成9年5月24日)</p> <p data-bbox="810 974 1430 1041">この会則は、平成9年5月24日から施行し、平成9年4月1日から適用する。</p> <p data-bbox="874 1046 1193 1077">附 則 (平成10年6月9日)</p> <p data-bbox="810 1081 1430 1149">この会則は、平成10年6月9日から施行し、平成10年4月1日から適用する。</p> <p data-bbox="874 1153 1193 1184">附 則 (平成16年6月5日)</p> <p data-bbox="810 1189 1430 1256">この会則は、平成16年6月5日から施行し、平成16年4月1日から適用する。</p> <p data-bbox="874 1261 1206 1292">附 則 (平成18年4月22日)</p> <p data-bbox="810 1296 1430 1364">この会則は、平成18年4月22日から施行し、平成18年4月1日から適用する。</p> |

○札 響 く ら ぶ 会 則

| | | | |
|----|-------|-------|------|
| 制定 | 平成 8年 | 8月20日 | 設立総会 |
| 改正 | 平成 9年 | 5月24日 | |
| | 平成10年 | 6月 9日 | |
| | 平成16年 | 6月 5日 | |
| | 平成18年 | 4月22日 | |
| | 平成22年 | 5月15日 | |

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「札幌くらぶ」と称する。

(事務所)

第2条 札幌くらぶの事務所を、札幌市中央区中島公園1番15号（札幌コンサートホール）財団法人札幌交響楽団内に置く。

(目的)

第3条 札幌くらぶは、札幌交響楽団（以下「札幌」という。）の演奏を楽しみ、その活動を支援するとともに、会員相互の交流を図り、併せて音楽文化の普及、発展、向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 札幌くらぶは、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 会員の募集
- (2) 札幌定期会員の普及と拡大
- (3) 会報「札幌くらぶ」の発行
- (4) ホームページの管理運営等広報活動
- (5) コンサートの開催
- (6) 会員と札幌団員及び会員相互の交流の促進
- (7) 札幌演奏会の練習見学会の開催
- (8) 他の交響楽団のファンクラブ組織との交流
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 札幌くらぶの会員は、第3条の目的に賛同する者とする。

- 2 会員は、マスター会員とファミリー会員とする。
- 3 マスター会員は、1個人として入会した者とする。
- 4 ファミリー会員は、マスター会員の家族とする。

(会員の入会)

第6条 札幌くらぶの会員として入会しようとする者は、入会申込書により申し込むものとする。

2 入会申込書は、札幌くらぶ所定の書式のほか、次の事項（第1号及び第2号は必須事項とする。）を満たしている任意の書式とする。

- (1) マスター会員及びファミリー会員の氏名及びフリガナ
- (2) 郵便番号、住所及び電話番号
- (3) メールアドレス
- (4) 運営スタッフ参加の希望
- (5) 札幌定期会員若しくは維持会員入会の希望

(会費)

第7条 会費は、次のとおりとする。

- (1) マスター会員は、年額2,500円（うち、500円は札幌交響楽団支援金に充てる。）
- (2) ファミリー会員は、1人につき年額1,000円
- 2 会員は、入会時に入会年度の会費を支払うものとする。
- 3 会員は、入会年度の翌年度以降の会費は、会員が指定する金融機関の預金口座から自動振替するものとする。ただし、会員の申し出により札幌くらぶから送付される会費振込依頼書より、当該年度の会費を支払うことができる。

(会員の退会及び資格の喪失)

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

第3章 役員

(役員)

第9条 札幌くらぶに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計監査 2人

2 札幌くらぶの運営に関し、必要な助言を受けるため、顧問を置くことができる。

(役員等の選任)

第10条 会長、副会長及び会計監査は、会員の互選により、総会において選任する。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第11条 会長は、札響くらぶを代表し、その会務を統括し、長期に不在となるときは、副会長のなかから会長代行を指名する。

2 副会長は、会務を分担するとともに会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計監査は、会計の状況を監査し、総会に報告する。

4 顧問は、顧問会議に出席し、札響くらぶの運営に関し、必要な助言を行うものとする。

(役員の仕事)

第12条 札響くらぶの役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 事務局

(事務局の設置等)

第13条 札響くらぶに事務局を置き、会務に係る事務を処理する。

(スタッフ)

第14条 事務局に次のスタッフを置く。

- (1) 事務局長 1人
- (2) 会報編集長 1人
- (3) 事務局次長 若干名
- (4) 普通会計担当 1人
- (5) 特別会計担当 1人
- (6) 運営スタッフ 必要な人数

2 スタッフは、会員のうちから会長が指名する。

(スタッフの職務)

第15条 事務局長は、札響くらぶの事務を統括し、普通会計担当又は特別会計担当が欠けたときは次の担当が指名されるまでの間、その事務を臨時に担当することができる。

2 会報編集長は、会報「札響くらぶ」の編集発行に関する事務を分担し、会員のうちから会報編集スタッフを指名することができる。指名したときは事務局長に報告しなければならない。

3 事務局次長は、札響くらぶの事業に関連する事務を分担するとともに事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 普通会計担当は、札響くらぶの普通会計事務を処理する。特別会計担当が欠けたときは、事務局長の指示によりその事務を兼ねて担当することができる。

5 特別会計担当は、札響くらぶの特別会計事務を処理する。普通会計担当が欠けたときは、事務局長の指示によりその事務を兼ねて担当することができる。

6 運営スタッフは、札響くらぶの事業及び関連する事務を分担し、それらの事業の実施及び事務について役員及び事務局長、会報編集長、事務局次長を補佐する。

(スタッフの仕事)

第16条 スタッフの仕事は、会長が指名した日から次の役員の仕事の日までとし、再任を妨げない。

第5章 会議

(会議)

第17条 会議は、総会、運営会議及び顧問会議とする。

(総会)

第18条 総会は、札響くらぶの最高意思決定機関とし、会長が1年に1回これを招集し、役員を選任、重要な事業計画、予算及び決算を審議する。

2 会長は、必要が生じたときは、臨時に総会を招集することができる。

3 総会は、出席会員の多数決によって議決する。

(運営会議)

第19条 運営会議は、総会に次ぐ意思決定機関とし、札響くらぶの事業運営に関する事項を審議する。

2 運営会議は、役員及び事務局スタッフをもって構成し、会長が招集する。

3 運営会議は、次の事項を協議する。

4 運営会議は、毎月1回開催する。ただし、必要があるときは1回以上開催することができる。

5 運営会議に事務局会議及び会報編集会議を置く。

6 事務局会議は事務局長が招集し、事務局長、会報編集長、事務局次長、普通会計担当及び特別会計担当で構成し、必要に応じて副会長の出席を求め、運営会議の審議に付す事項について事前に調整する。

7 会報編集会議は会報編集長が招集し、会報編集長及び会報編集スタッフで構成し、必要に応じて役員、事務局スタッフの出席を求め、会報「札響くらぶ」の編集に関して調整し、運営会議に報告する。

(顧問会議)

第20条 顧問会議は、会長が招集し、会長の要請により必要な審議を行い、会長に必要な助言をする。

2 会長は、顧問会議から受けた助言を尊重し、必要な施策を講じるものとする。

3 顧問会議は、顧問、会長、副会長をもって構成する。

(議事録)

第21条 会議を招集したときは、会議の要約を記録した議事録を作成する。

(会議の事務)

第22条 会議の事務は、事務局が所掌する。

(委員会)

第23条 札幌くらぶの事業の実施その他において必要があるときは、その都度実行委員会等委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、役員及び事務局スタッフをもって充てる。必要があるときは会員の中からも充てることができる。

3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

4 委員会の会計は、特別会計で処理する。

第6章 会計

第24条 会計は、普通会計及び特別会計とする。

2 普通会計は、札幌くらぶの運営に関する会計とする。

3 特別会計は、コンサート運営費、楽譜支援金、法人維持会員会費、札幌交響楽団支援に要する経費及び前条の委員会運営に要する経費に関する会計とする。

(会計年度)

第25条 札幌くらぶの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計報告及び決算)

第26条 札幌くらぶの会計報告、収支計算書等決算に関する書類は、毎会計年度終了後、速やかに会長が作成し、会計監査の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算において剰余金が生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。

第7章 雑則

(細則)

第27条 この会則の施行及び札幌くらぶの運営について必要な細則は、運営スタッフ会議で協議し、会長がこれを定める。

附 則 (平成8年8月20日設立総会)

この会則は、平成8年8月20日から施行する。

附 則 (平成9年5月24日)

この会則は、平成9年5月24日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則 (平成10年6月9日)

この会則は、平成10年6月9日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年6月5日)

この会則は、平成16年6月5日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年4月22日)

この会則は、平成18年4月22日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年5月15日)

1 この会則は、平成22年5月15日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 第7条第3項の規定は、平成22年4月1日以降の入会から適用する。